

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）
<p><b>【改正の概要】</b>            大学修学支援制度が創設され、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する省令が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、根拠条文のずれが生じたため、所要の規定整備を行うもの。</p> <p><b>【改正箇所】</b>            条例別表（第2条関係）</p> <p><b>【改正内容】</b>            条例別表（第2条関係）の規定を、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第6項、第31条の6第6項及び第37条第6項に準じて、次のとおり改正する。</p>	
条例別表（第2条関係）（改正案）	
45（5） <u>政令第8条第6項、第31条の6第6項及び第37条第6項の規定に基づく母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の据置期間の延長の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u>	
施行日	公布日
<b>【その他参考事項】</b>	